

東大和市指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 指定管理者の候補者の選定の公平性及び透明性並びに指定管理者による良好なサービス水準及び適正な運営を確保するため、東大和市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする事業者の評価基準（当該指定管理者に係る条例及び当該条例の委任に基づき定められた事業者の評価に係る基準をいう。）に基づく評価及び指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の事業内容の評価及び指導に関すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し及び業務の停止命令に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、副市長、教育長（教育委員会が所管する施設の指定管理者の候補者の選定に関することに限る。）、政策経営部長、総務部長、健幸いきいき部長及び教育部長の職にあるものをもって組織する。

- 2 市長は特に必要と認めるときは、前項の委員に加え、臨時の委員を置くことができる。
- 3 委員会には委員長を置き、副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。但し、総務部長にも事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(意見等の聴取等)

第5条 委員会は、必要に応じて、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料若しくは情報の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。